四　複数名訪問看護加算に係る厚生労働大臣が定める同時に複数の看護師等による指定訪問看護が必要な者
一人の看護師等による指定訪問看護が困難な利用者であって、次のいずれかに該当するもの
イ　特掲診療料の施設基準等別表第七に掲げる疾病等の利用者
ロ　特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている者
ハ　特掲診療料の施設基準等別表第八各号に掲げる者
ニ　暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる者
五　訪問看護管理療養費の注3本文に規定する厚生労働大臣が定める状態等にある利用者
特掲診療料の施設基準等別表第八各号に掲げる者
六　訪問看護管理療養費の注3ただし書に規定する厚生労働大臣が定める状態等にある利用者
特掲診療料の施設基準等別表第八第一号に掲げる者
第三　特別地域訪問看護加算に係る厚生労働大臣が定める地域
一　離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島の地域
二　奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島の地域
三　山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により振興山村として指定された山村の地域
四　小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第二条第一項に規定する小笠原諸島の地域
五　沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島
六　過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域
第四　指定訪問看護に係る厚生労働大臣が定める場合
一　要介護被保険者等である利用者について指定訪問看護の費用に要する額を算定できる場合
イ　特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を行う場合
ロ　特掲診療料の施設基準等別表第七に掲げる疾病等の利用者に対する指定訪問看護を行う場合
ハ　訪問看護基本療養費(Ⅱ)が算定される指定訪問看護を行う場合
二　訪問看護基本療養費の注12ただし書に規定する所定額を算定できる場合
イ　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第十一項に規定する特定施設入居者生活介護又は同条第十八項に規定する認知症対応型共同生活介護の提供を受けている利用者に対し、前号イ又はロに掲げる指定訪問看護を行う場合
ロ　介護保険法第八条第二十四項に規定する介護老人福祉施設の入所者等であって、末期の悪性腫瘍（しゅよう）であるものに対し、その主治医から交付を受けた訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、指定訪問看護を行う場合

○厚生労働省告示第七十六号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第二条の六、第五条の二第二項、第五条の四第一項、第十一条の三第一項、第十九条第一項本文、第二十条第二号ヘ及びト並びに第二十一条第二号ヘ及び第九号ただし書並びに保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第二条の四、第四条の二第二項及び第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第二条の六、第五条の二第二項、第五条の四第一項、第十一条の三、第十九条第一項本文、第二十条第三号ヘ及びト、第二十一条第三号ヘ、第二十五条の四、第二十六条の五第二項並びに第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年三月五日

厚生労働大臣　長妻　昭

第一中第三号を削り、第四号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。
四　療担規則第五条の二第二項及び療担基準第五条の二第二項に規定する明細書の発行状況に関する事項
第一の二中「附則第四条第一項の表各号に規定する保険医療機関（平成二十一年四月一日以降においては、同表第一号に規定する保険医療機関を除く。）のいずれにも該当しない保険医療機関」を「第一条の規定に基づき電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求を行っている保険医療機関（同令第五条第一項、第六条第一項又は附則第四条第一項若しくは第二項の規定に基づき書面による請求を行うことができる保険医療機関を除く。）」に改める。
第三第八号中「齲蝕（う）」を「う蝕（しょく）」に改める。
第四中「第十一条の三及び」を「第十一条の三第一項及び」に改め、第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第四に次の一号を加える。
五　療担規則第五条の二第二項及び療担基準第五条の二第二項に規定する明細書の発行状況に関する事項
第六中「平成二十年九月一日」を「平成二十二年七月一日」に、「平成二十一年四月一日以降においては別表第2」を「同年九月一日以降においては別表第2」に、「同年七月一日」を「平成二十三年四月一日」に、「別表第11に収載されている医薬品を、同年九月一日以降においては別表第6に収載されている医薬品を、同年十二月一日以降においては別表第10に収載されている医薬品を、平成二十二年四月一日以降においては別表第8」を「別表第3」に、「別表第3」を「別表第4」に改め、「においては別表第4に収載されている医薬品を、平成二十一年四月一日以降」及び「、同年九月一日以降においては別表第7に収載されている医薬品を、平成二十二年四月一日以降においては別表第9に収載されている医薬品を」を削る。
第十第一号中「乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤」の下に「、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤」を、「ソマトスタチンアナログ」の下に「、顆粒（か）球コロニー形成刺激因子製剤」を加え、「、ダルベポエチン」を「及びダルベポエチン」に改め、「及び遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤」を削り、同第二号中「第二十条第二号ホ及びヘ」を「第二十条第二号ヘ及びト」に、「第二十一条第二号ホ」を「第二十一条第三号ヘ」に、「第二十条第三号ホ及びヘ」を「第二十条第三号ヘ及びト」に、「第二十一条第三号ホ」を「第二十一条第三号ヘ」に改め、同号㈠イ中「塩酸メチルフェニデート」の下に「、モダフィニル」を加える。
第十一第二号中「又は顔面裂」を「、顔面裂、筋ジストロフィー、大理石骨病、色素失調症、口・顔・指症候群、メービウス症候群、カブキ症候群、クリッペル・トレノーネイ・ウェーバー症候群、ウィリアムズ症候群、ビンダー症候群又はスティックラー症候群」に改める。
第十三第一号中「及び区分番号18に掲げる後期高齢者薬剤服用歴管理指導料」を削り、第十三に次の一号を加える。
三　薬担規則第四条の二第二項及び療担基準第二十六条の五第二項に規定する明細書の発行状況に関する事項
第十三の次に次のように加える。
第十三の二　薬担規則第四条の二第二項及び療担基準第二十六条の五第二項に規定する明細書を交付しなければならない保険薬局
療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第一条の規定に基づき電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求を行っている保険薬局（同令第五条第一項、第六条第一項又は附則第四条第一項若しくは第二項の規定に基づき書面による請求を行うことができる保険薬局を除く。）
別表第1から別表第5までを次のように改める。